

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となった別紙記載の公開請求(以下「本件請求」という。)について行った情報公開請求拒否の決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 平成28年5月21日(受付は5月23日)、審査請求人は、岩出市情報公開条例(平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年6月1日、実施機関は、本件請求に対して、「請求文書が存在しないため」との理由により、拒否する旨の決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 同年6月13日(受付は同日)、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

「審査請求が存在しない為」非開示(拒否)決定は、開示請求対象文書である「字名(岩出町大字船戸字北原、字岩ヶ谷、字長谷)が生じたことを証明する公文書又は証明書原本全部開示」。に対する回答である拒否理由。

「請求文書が存在しない為」岩出町大字船戸字北原、字岩ヶ谷、字長谷の地名が生じる根拠が存在しないならば、当然岩出町大字上三毛字北原、字岩之谷、字長谷しかない。

審査会は当然この決定と認め、岩出市長は直ち決定で「岩出市大字上三毛字北原、字岩之谷、字長谷」に変更せよ。

第4 審査請求の理由

「請求文書が存在しない為」非開示(拒否)決定は、開示請求対象文書である「字名(岩出町大字船戸字北原、字岩ヶ谷、字長谷)が生じたことを証明する公文書又は証明書」がないことを示す。

当然岩出町大字上三毛字北原、字岩之谷、字長谷しかない。

「岩出市大字上三毛字北原、字岩之谷、字長谷」に変更させる義務があり、当然和歌山地方法務局岩出出張所に嘱託登記する義務がある。(登記義務)

昭和31年9月30日340号告示は、不動産登記法第59条規定で岩

出町大字上三毛字北原、字岩之谷、字長谷と地域名、区域名が変更されたものと看做（みなす）によって既に登記は完了している。

岩出市は、この事実を曲げて、又事実を隠す為、虚偽の説明を加え、又は和歌山地方法務局岩出出張所に虚偽申請をして岩出町大字船戸字北原、字岩ヶ谷、字長谷を届けたのであれば重大な地方自治法第2条違反となり、当然無効である。

自治法第2条第15項に抵触し、16項規定で無効である。

更に、「大字船戸字北原、同字岩之谷、同長谷に存在する地番」が付けられている事実が判明した場合、これは不動産登記法違反で地方自治法第2条第15項に抵触し第16項で無効となる。

従って、存在した財産区が、国土調査法に基づく地籍調査図に存在せず、大字上三毛の地番が、大字船戸の地番域に存在する場合当然財産区の土地侵奪したことになる、大字上三毛から移動した地番の土地所有者等に容疑が掛かることになる。

当然、存在することを承知の上財務課長等は何らかの目的を以て、財産区の存在を否定する魂胆で虚偽説明をしたものだと推測できる。発言を信じた国民を欺く目的であったならば犯罪行為であり、公務員法違反となる。

岩出市職員として財産区そのものの存在を認めていないのであれば、「請求文書が存在しない為」の拒否の理由を挙げることはできない筈である。非開示（拒否決定）を取り消し、存在しないことを立証せよ。

岩出町外4ヶ村の協定書第12項の目的は、これを利用したゴルフ場に地番移動させ、町有財産の横領目的であったとすると当然地方自治法第2条第15項に抵触し、16項規定で無効である。

地方自治法第294条～297条規定に基づき岩出市にゴルフ場を運営する権利を設定した場合その収益は民間から民間に渡るのではなく、岩出市決算からの歳出とならなければならない。

地方自治法では、地方公共団体の行為を厳しく監視しており（同第2条15項）違反した場合は無効とする規定がある。（同条第16項）。

第5 実施機関の説明

岩出町大字船戸字北原、字岩ヶ谷、字長谷のそれぞれの字は、昭和31年の町村合併に伴い、小倉村大字上三毛字北原、字岩ヶ谷、字長谷のそれぞれの字から変更されたものと思われる。

昭和31年の町村合併に関する文書については、岩出市においてその管理が確認できたものは、昭和31年7月7日付で和歌山県知事あてに提出した申請書の控え（平成26年8月18日付公開請求に基づき審査請求人に対して公開した文書）だけである。

当該合併時の事情等を知る職員もおらず、その文書自体の有無を確認することができない。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の対象となった公文書について

審査請求人は、字北原、字岩ヶ谷、字長谷は大字上三毛の小字であり、大字の船戸の小字になることはないと主張し、岩出町大字船戸字北原、字岩ヶ谷、字長谷が生じたことを証明する公文書又は証明書の公開を求めている。一方、実施機関は、岩出町大字船戸字北原、字岩ヶ谷、字長谷のそれぞれの字は、小倉村大字上三毛字北原、字岩ヶ谷、字長谷のそれぞれの字から昭和31年の町村合併に伴い変更されたものと思われるが、昭和31年の町村合併に関する文書について、その存在が確認できた文書は、平成26年8月18日付けで申立人からの公開請求に基づき公開した「昭和31年7月7日付で和歌山県知事あてに提出した申請書の控え」だけであり、当該合併時の事情等を知る職員もおらず、その文書自体の有無を確認することができないとしている。

2 本件処分の対象となった公文書の存否について

(1) 審査会は、対象となる文書の存在が確認できないとする実施機関からの説明について検討を行った。

(2) 合併時の事情等を知る職員もおらず、その文書自体の存否を確認することができないとする実施機関の説明については、昭和31年という60年も前の事案であるということからも何ら不自然、不合理な点は認められない。また、永久保存文書などの重要文書を保管するロッカーのほか書庫などを調査したが確認できなかったとする実施機関の説明についても、実施機関が「昭和31年7月7日付で和歌山県知事あてに提出した申請書の控え」を公開していることや和歌山県においても昭和31年の合併に関する公文書が開示されていることから対象となる文書を隠蔽する理由はないと考える。

(3) よって、本件請求の対象となった文書は存在しないと考えるのが相当である。

3 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H28・6・17	実施機関からの審査請求に係る諮問書の受理
H28・6・22	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H28・6・29	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H28・7・15	審査請求者に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼
H28・7・25	審査請求者からの反論書（正副2通）の受理
H28・8・1	実施機関に対して審査請求者の反論書（副本）を送付
H28・9・15	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求者から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取

【別紙】

本件公開請求の内容

岩出町外4ヶ村協定書第12項で大字船戸とする。字北原、字岩ヶ谷、字長谷の子あざは、大字上三毛の字であり、船戸の小あざになることがない。

岩出市（町）大字船戸字北原、字北原、字岩ヶ谷、字長谷の地名が生じたことを証明する公文書又は証明書原本全部開示。